

筑後市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

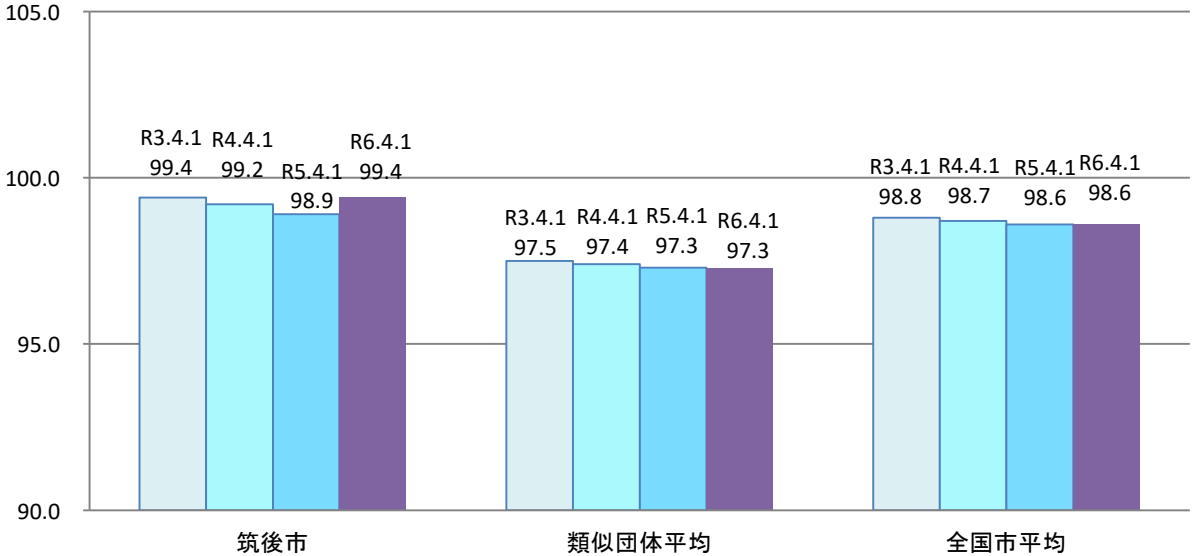
区 分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 49,238	千円 25,398,134	千円 1,664,448	千円 3,290,766	% 13.0	% 14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 318	千円 1,198,338	千円 234,017	千円 486,198	千円 1,918,553	千円 6,033	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日
【内容】国の諸手当制度との違いなどから適切な給与水準となるものかどうか十分な検討が必要であると判断し、平成28年度実施に向けて検討してきました。他自治体の状況を調査の結果、国の俸給表に一定率を加算した給料表とする県も多く、また、福岡県においては、国の地域手当の支給割合を実質1%上回る支給をしていました。
これらのことを考慮した結果、国が平成27年人事院勧告を受けて平均0.4%の引上げを行った俸給表に一律0.5%の加算をした給料表に改定することとし、一般行政職及び消防職給料表について平均1.1%の引下げを実施しています。
また、激変緩和のため設けていた5年間の経過措置は、令和3年3月31日をもって終了しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

※勤務地が筑後市の場合												
	各年度の支給割合											
	平成 26年 度	平成27年度		平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
筑後市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※国家公務員等であった者が引き続き給与条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員となった場合には、国家公務員等として支給されていた地域手当の割合を支給することとしています。

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
筑後市	42.5 歳	326,902 円	397,803 円	353,874 円
福岡県	41.8 歳	320,359 円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

※ 一般行政職とは、部長・課長を含めた一般事務職や土木などの技術職員をいいます。

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
筑後市	49.4 歳	17 人	334,406 円	357,111 円	346,729 円
うち学校給食調理員	51.0 歳	10 人	342,360 円	357,670 円	352,660 円
うち用務員	44.6 歳	5 人	307,160 円	323,880 円	321,460 円
福岡県	57.2 歳	302 人	321,892 円	373,578 円	349,873 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	-	330,553 円
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円

※ 技能労務職とは、学校給食調理員・用務員などをいいます。

※ 学校給食調理員・用務員以外の技能労務職は、各職種3名以下のため記載していません。

※ 総務省通知に係る様式中「民間」については、比較のための適当なデータがないため記載していません。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
筑後市	67.9 歳	293,900 円	303,033 円
福岡県	41.1 歳	357,225 円	396,996 円
類似団体	40.8 歳	301,577 円	333,558 円

④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
筑後市	38.3 歳	311,982 円	384,355 円	341,255 円
類似団体	38.3 歳	300,680 円	364,123 円	326,472 円

※ 消防職員とは、消防本部に勤務する常勤の職員をいいます。

※ 国及び福岡県においては、消防職はいません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		筑 後 市	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	169,000 円	-	-
教 育 職	大 学 卒	233,800 円	226,100 円	-
消 防 職	高 校 卒	176,100 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	292,875 円	369,583 円	385,100 円	388,486 円
	高 校 卒	***** 円	- 円	- 円	373,633 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消 防 職	高 校 卒	- 円	- 円	371,850 円	385,867 円

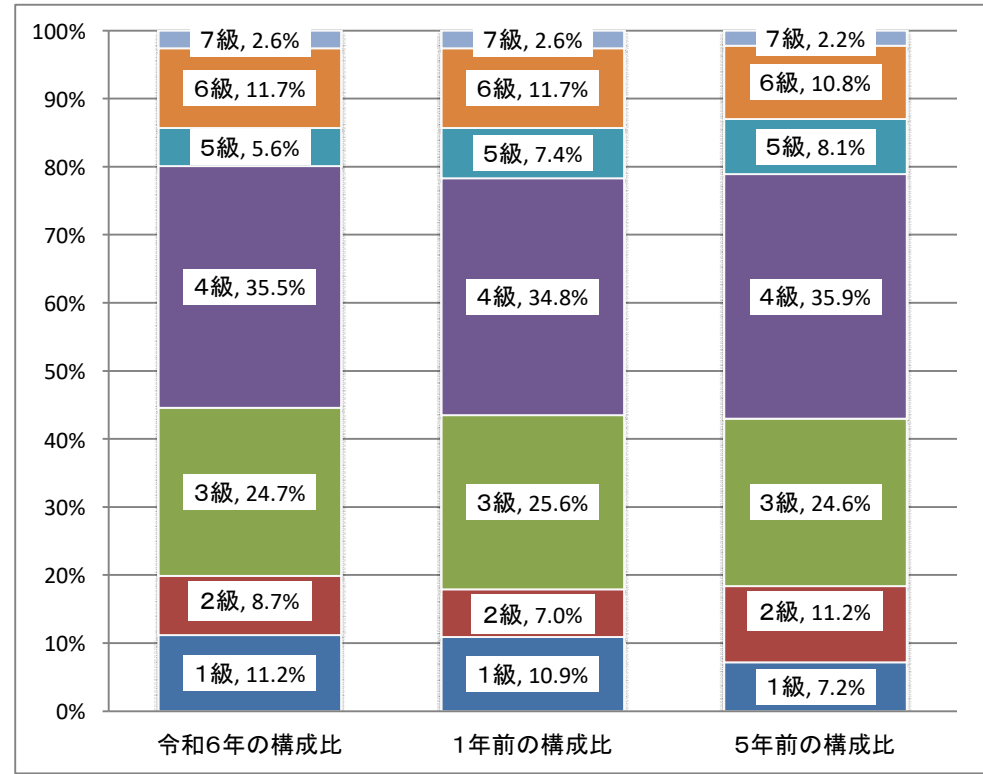
※表中においては、「-」は該当者なし、対象職員が少なく個人が特定される可能性がある項目には「*」を使用しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

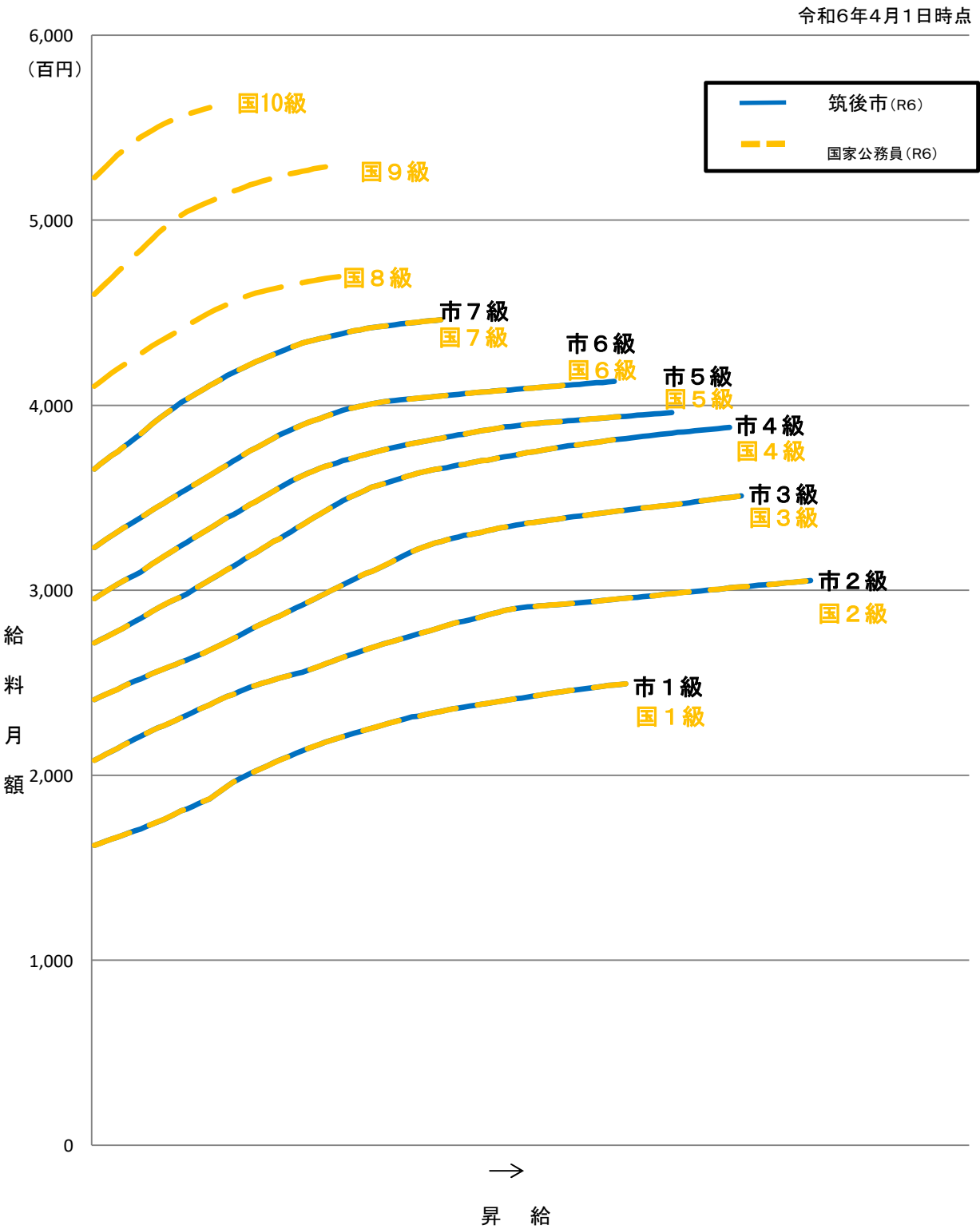
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	人 26	% 11.2	円 162,100	円 249,400
2 級	主任主事の職務	人 20	% 8.7	円 208,000	円 305,200
3 級	主査の職務	人 57	% 24.7	円 240,900	円 351,000
4 級	担当係長、主任主査及びこれらに相当する職務であって規則で定めるもの	人 82	% 35.5	円 271,600	円 388,000
5 級	課長補佐、参事補佐及び教育指導主事の職務	人 13	% 5.6	円 295,400	円 396,000
6 級	課長、参事、主任教育指導主事及びこれらに相当する職務であって規則で定めるもの	人 27	% 11.7	円 323,100	円 412,900
7 級	部長及びこれに相当する職務であって規則で定めるもの	人 6	% 2.6	円 365,500	円 446,200

- (注) 1 筑後市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（筑後市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

筑 後 市	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,417 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,637 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（筑後市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

筑 後 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置＝2～20%加算) 1人当たり平均支給額 8,898千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置＝2～45%加算)

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)		299	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		298,524	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20	0 人	20 %
大阪府大阪市	16	0 人	16 %
福岡県	福岡市、春日市、 福津市	0 人	10 %
	大野城市、太宰府市、 糸島市、新宮町、 粕屋町、志免町、 那珂川市	0 人	6 %
	北九州市、古賀市、 篠栗町、須恵町、 久山町	0 人	3 %
	北九州市、宇美町	0 人	3 %
	筑後市 (国家公務員等であった 者が引き続き職員となっ た場合において、市長が 地域手当の支給が必要と 認めたときに限る。)	職員となった 日の前日に国 家公務員等と して支給され ていた地域手 当の割合 1 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績（5年度決算）			1,453		千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）			34,595		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			11.7		%
手当の種類（手当数）			5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対 する支給単価	
感染症防疫及び行 旅病人等取扱い手 当	健康づくり課職員 福祉課職員	感染症防疫及び行 旅病人取扱い	0千円	1回	1,000円
		死亡人取扱い	10千円	1回	5,000円
防災従事手当	全職員	風水害等の非常時 の警戒、防ぎよ、 鎮圧、救急等によ る現場出動	0千円	日額	1,000円
救急出動手当	消防職員	患者の収容及び搬送	1,433千円	1回	200円
防疫等作業手当	全職員	新型コロナウイルス感染症の 患者の救護（移送を含む）	0千円	1回	2,000円
		患者の移送に使用した物件の 処理、移送後における車両の 消毒	0千円	1回	1,500円
		抗原検査（検体採取）	0千円	1回	2,000円
		抗原検査（検体抽出）	0千円	1回	1,500円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行等の引率・指導業務 で宿泊を伴うもの	10千円	1回	5,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (5年度決算)	118,476 千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	329 千円
支給実績 (4年度決算)	126,376 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	352 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等6,500円 子10,000円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子については5,000円加算	同じ		49,287 千円	276,894 円
住居手当 (借家等居住者)	家賃等が16,000円を超える場合に支給。最高支給限度額28,000円	同じ		25,094 千円	295,229 円
通勤手当 (交通機関利用者)	片道の通勤距離2km以上で交通機関の利用者は6ヶ月定期券の価額で一括支給。最高支給限度額55,000円 (1ヶ月あたり)	同じ		14,190 千円	62,788 円
通勤手当 (交通用具利用者)	片道の通勤距離2km以上の者で、片道の通勤距離40km以上、22,500円を最高支給限度額として、距離区分により9段階に区分して支給	異なる	通勤距離60km以上31,600円を最高支給限度額として13段階に区分		
管理職手当	部長職 71,000円 課長職 51,800円	異なる	俸給の特別調整額として定額支給(行政職の最高額139,300円)	23,138 千円	661,097 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が次のとおり勤務した場合に支給 ①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営により週休日又は休日等に勤務した場合 ②臨時又は緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 部長職＝1回につき①5,000円②4,000円、課長職＝1回につき①4,000円②3,000円	異なる	支給額が異なる。	500 千円	15,152 円
単身赴任手当	勤務地の変更に伴い、配偶者と別居し、単身で生活しなければならない職員に対し30,000円～100,000円を支給	同じ		150 千円	150,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	880,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 985,000 円／ 391,500 円
	副 市 長	710,000 円	790,000 円／ 420,000 円
報 酬	議 長	452,000 円	545,000 円／ 230,000 円
	副 議 長	404,000 円	475,000 円／ 200,000 円
	議 員	385,000 円	442,000 円／ 180,000 円
期 末 手 当	市 市 長 副 市 長	(5年度支給割合) 3.4 月分 3.4 月分	
	議 議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.4 月分 3.4 月分 3.4 月分	
退 職 手 当	市 市 長 副 市 長	(算定方式) 880千円×在職月数×0.35 (任期毎) 710千円×在職月数×0.25 (任期毎)	(1期の手当額) (支給時期) 14,784千円 任期満了時、辞職又は死亡時 8,520千円 任期満了時、辞職又は死亡時
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

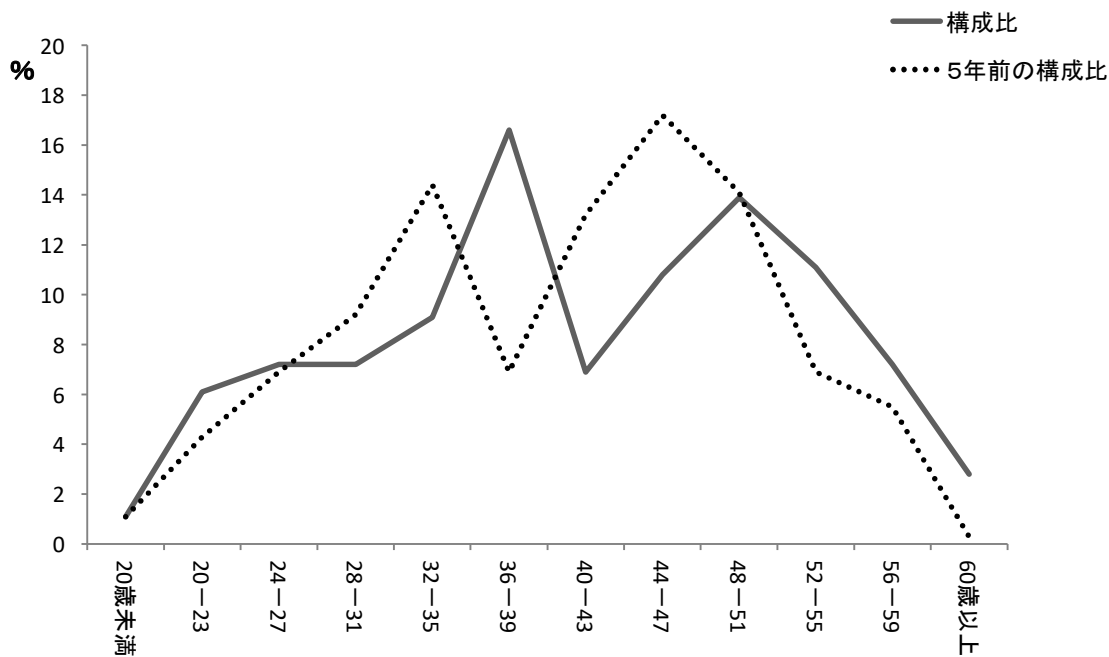
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	議 会	4	4	0	
	総 務	69	68	1	・庁舎建替えのための体制強化に伴う増員
	税 務	24	24	0	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	13	12	1	・体制整備のための増員
	商 工	8	8	0	
	土 木	38	37	1	・都市再生整備計画の推進など各種団体との調整業務等の増加に伴う増員
	民 生	42	40	2	・育児休業への対応に伴う増員
	衛 生	19	24	△ 5	・組織機構見直し（ワクチン接種対策室閉鎖）に伴う減員 ・再任用職員（短期）の配置に伴う減員
	計	217	217	0	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.407 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.528 人)
	教育部門	51	52	△ 1	・学級数減に伴う教員配置減（少人数学級教員）
	消防部門	51	49	2	・救急需要の増加に伴う増員（条例定数増）
公営企業等会計部門	小 計	319	318	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.479 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.956 人)
	病 院	0	0	0	
	水 道	9	9	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	27	26	1	・福岡県後期高齢者医療広域連合への派遣
	小 計	42	41	1	
合 計		361	359	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.332 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職職員を含み、短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除きます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	22人	26人	26人	33人	60人	25人	39人	50人	40人	26人	10人	361人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	209	206	210	214	217	217	8 (3.8 %)
教 育	45	51	50	50	52	51	6 (13.3 %)
消 防	49	49	49	49	49	51	2 (4.1 %)
普通会計計	303	306	309	313	318	319	16 (5.3 %)
公営企業等会計計	45	44	42	42	41	42	△ 3 (△ 6.7 %)
総合計	348	350	351	355	359	361	13 (3.7 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損失又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 751,047	純利益 千円 103,740	千円 78,229	% 10.4	% 10.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指 定都市を除く市 町村平均給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 10	千円 36,927	千円 7,810	千円 11,023	千円 55,760	千円 5,576	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員は含まれていません。

以下、公営企業職員の給与の状況は、普通会計職員に準じます。